

## 七戸藩日記類にみる同藩成立期の諸問題

中野渡 一 耕

### 一 七戸藩の性格と藩政史料

七戸藩とは、斗南藩と並び明治維新後に現在の青森県東部（旧盛岡藩領）に成立した藩である。その支配地は現在の上北地方の大部分（現野辺地町・横浜町と十和田市の一部を除く）が相当する。前身は、盛岡藩三代藩主南部重信の六男政信を祖とする盛岡藩分家旗本である。<sup>①</sup>江戸定府で麴町に屋敷があったので、通称を麴町南部家という。五代信鄰<sup>のぶちか</sup>の代に、宗家盛岡藩が蝦夷地警備の功で二〇万石に高直しされたのに伴い、文政二年（一八一九）に、宗家より蔵米六〇〇〇石が分与され、一万一〇〇〇石となり、大名の列に加わったが、従前どおり領地は設定されなかった。

幕末期、安政六年（一八五九）に城主格に昇進したことから幕府から陣屋地の設定が求められ、<sup>②</sup>さらに文久二年（一八六二）閏八月の参勤交代制の緩和により、江戸定府の大名も国元に戻ることに成り、麴町南部家もその対象となった。盛岡藩は当時大規模な開発を進めていた三本木村に二万坪の陣屋地を支給する旨、幕府に届けている。<sup>③</sup>しかしながら幕末の混乱期にあたり、実際には三本木に陣屋が構築されることも、領地

が与えられることはなかった。

麴町南部家に曲がりなりに領地が設定されたのは、皮肉にも明治維新後のことである。戊辰戦争の敗北で、同家は宗家盛岡藩に連動して一〇〇〇石減封され、一万石となった。七代信民は隠居を命じられ、明治二年一月晦日に養子雄磨<sup>おまろ</sup>（盛岡藩十五代藩主南部利剛の子。のち信方。当時十二歳）が跡を継いだ。<sup>④</sup>五月に至り盛岡藩からの没収地を管理していた黒羽藩より郷村帳を引継ぎ、領知高を北郡のうち七戸通二八か村・五戸通一三か村、計三八か村、形式的に法量・奥瀬・沢田の三か村減封とした郷村高帳が民部省から交付された。<sup>⑤</sup>藩の領地が決定し、「七戸藩」として藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言ってよい。

七戸藩は同四年七月の廃藩置県までわずか二年余の命であり、研究の蓄積はそれほど多くない。盛田稔氏は、『七戸町史3』（七戸町 一九八五。以下『七戸町史』と略）のなかで七戸藩創設期の事情と、明治三年七戸通百姓一揆について詳細に論じており、先行研究でまちまちだった七戸藩の成立時期（領地が確定した時期）を、明治二年と結論づけた。現在のところ最もまとまった研究と言ってよい。本稿でもこれにならい、明治二年五月の郷村高帳交付以後を「七戸藩」と称する。また、七

戸藩の行政機構について同町史では末永洋一氏が担当している。

七戸藩の藩政に関する史料は、同藩大参事だった新渡戸伝の「新渡戸伝一生記」(十和田市新渡戸家蔵 積雪地方農村経済調査所『三本木開拓誌上巻』所収 一九四七年)を除くとほとんど公刊されていない。盛田氏の研究も、「新渡戸伝一生記」や「徳川実紀」の他、「覚書」「御側雑書」などの盛岡藩政資料を除くと、ほとんど自家所蔵文書(七戸給人盛田家。後述するように明治初期の当主盛田勇八は藩政に係わっていた。)や、七戸町史編さん時の収集資料を利用している。平成二十六年度に刊行した『青森県史料編近世6 幕末・維新期の北奥』(以下、『県史近世6』と略)では、十和田市新渡戸家所蔵の「七戸藩大参事日記」(仮称。表紙に「日記 七戸藩新渡戸大参事」とある。新渡戸の私的職務日記といふべきもの。本稿では瀨中家所蔵文書にも「大参事日記」があるため、「新渡戸大参事日記」と呼ぶ)を収録した。内容的には「新渡戸伝一生記」と共通する事項が多い。

一方、『県史近世6』校正作業中、新たに七戸町瀨中幾治郎家より七戸藩の日記類を所蔵しているという情報が寄せられ、整理・調査を行った。時間的に県史への収録は間に合わなかったが、七戸藩研究の基礎資料になると考えて、本稿で紹介するとともに、『七戸町史』で触れられてなかった七戸藩成立期の諸問題について論じたい。

## 二 瀨中家と七戸南部家旧蔵文書の概要

### (一) 瀨中家の概要

現在、七戸(麴町)南部家旧蔵文書の多くが七戸町瀨中家に伝来している。瀨中家は幕末から明治にかけての七戸町の豪商で、代々「幾治郎」を襲名している。初代(寛政六・一七九四年没)は野辺地村常光寺の僧侶だったが、還俗して七戸村に移り、瀨中屋と称して商売を始めたとい<sup>6</sup>う。三代幾治郎の代に藩から御免地を許可される有力商人になり、幕末期四代幾治郎の代に、七戸最大の豪商であった船木屋を抜いて第一位に伸張したとされる。同家は明治九年(一八七六)・同十四年の明治天皇東北巡見の際、宿泊場所(行在所)になった。明治十九年四代目が亡くなった後、当主の交代が相次いだが、七代幾治郎が明治三十六年(一九〇二)に「瀨中牧場」を創設し、当地方随一の馬産家として名を馳せた。

瀨中家は七戸藩の御用達商人を勤め、しばしば藩に献金している。明治二年(一八六九)の凶作の際は、盛田(大塚屋)喜平治・山本(船木屋)儀兵衛とともに自費で窮民の援助を行い、さらに廃藩置県後の財政整理の際も七戸南部家に献金している。このような功績から、同家は南部家から松村景文作の三幅対の画や香合などを下賜されている<sup>7</sup>。七戸南部家旧蔵文書についても詳しい経緯は不明だが、このような藩政との係わりから譲渡されたと伝えられている。七戸南部家に伝来した雛人形や馬具類などの調度品類も残り、小大名とはいえ江戸時代の大名家の生活をしのげる貴重な資料群となっている。

なお、七戸南部家は廃藩後は東京に戻り、最後の藩主信方は子爵に叙せられたが、信民や信方が七戸に来た際は瀨中家に滞在したといい、礼状や短冊、また明治六年に下付された信民の肖像写真なども残っており、七戸南部家との関係の深さを窺わせる。

(二) 七戸南部家旧蔵文書の概要

平成二十七年九月に県史編さんグループで濱中家所蔵文書三三三三の調査を行った。うち、同家伝文書を除く七戸南部家旧蔵と思われる文書は三二五点であった。濱中家所蔵文書は七戸町史編さん事業（昭和五十四～五十八年）でも一部が調査されており、調査分はコピー製本され、七戸町中央図書館で閲覧できる。また同家文書を含めた町史収集の資料目録（昭和五十七年十二月三日付）があるが、手書きのものであり、公刊されていないため、現地以外では見ることは困難である。

濱中家所蔵の七戸藩の日記類（麴町時代のものを含む）は十六点あるが、いずれも町史刊行時には確認されておらず、近年になり御当主が蔵の中から見出したという。江戸時代のもものは、文化五年（一八〇八）閏六月～七月、同八年閏二月～三月、天保十一年（一八四〇）のものが断片的に残る。このほか、文政五年（一八二二）に家督を継いだ六代信誓（のぶのり）の「御叙爵一件帳」、安政四年「御婚礼一式帳」が残る。明治維新期のものは明治二年から四年までの十冊で、国許の「御用人所日記」二冊、「大参事日記」（新渡戸の日記とは別。記載者名はない）一冊、「明治三年藩庁日記」一冊（同年十月～十二月）、東京藩邸からの通達や御用状類をまとめた日記五冊である。さらに廃藩後の明治四年県庁日記（七戸支庁）の日記一冊がある。

濱中家以外に伝来した七戸藩の日記類として、七戸町史収集資料目録には、成田慶治家所蔵の「七戸藩日記」と称する文書が八冊収録されている。確認したところ、二冊は直接七戸藩と関係なかった。残り六冊は確かに七戸藩の日記で、廃藩後分割されて伝来した可能性が高い。六冊

【表1】 濱中幾治郎家所蔵 七戸藩庁日記類一覧

県史整理番号	標題	備考	年代	西暦	形態
1	文化五辰年諸用日記帳		文化5年閏6月～7月	1808	豎帳
2	文化八未年諸用日記		文化8年閏2月～3月	1811	豎帳
3	文政五壬午年十二月信誓公御叙爵一件帳		文政5年12月	1822	豎帳
4	天保十一子年日記	御祐筆方	天保11年正月	1840	豎帳
5	安政四巳年御婚礼一式帳	御用掛り面田秀之助	安政4年8月～安政5年正月	1857～1858	豎帳
7	明治二年御用人所日記		明治2年正月～3月朔日	1869	豎帳
8	明治二巳年御用之間日記	御在国中	明治2年正月～3月	1869	豎帳
9	明治二巳年東京ヨリ之御用状来紙留	御用之間	明治2年3月～6月	1869	豎帳
10	明治二巳年東京官邸御用留来記	藩庁史生	明治2年正月～6月	1869	豎帳
11	明治二巳年東京江之御差出御用状留	御用之間筆生方	明治2年6月～12月	1869	豎帳
12	明治二巳年東京ヨリ之御沙汰書留		明治2年7月～明治3年5月	1869～1870	豎帳
13	明治二巳年大参事日記		明治2年10月～12月	1869	豎帳
14	明治三年藩庁日記		明治3年10月～12月	1869	豎帳
15	東京詰大参事ヨリ御用来記		明治3年正月～明治4年10月	1870～1871	豎帳
16	明治四年県庁日記		明治4年10月～11月	1871	豎帳

成田慶治家所蔵 七戸藩庁日記類一覧

七戸町史整理番号	標題	備考	年代	西暦	形態
840	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。	明治2年9月～10月	1869	豎帳
841	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。標題は七戸町史による。	明治2年10月～明治3年2月	1869～1870	豎帳
842	明治三季 知藩庁日記 庚午正月朔至九月	濱中家No.14の前半カ	明治3年1月～9月	1870	豎帳
843	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。ところどころに通達の写し（「養馬御締方箇条」「官員録」など）入っている。	明治3年3月～明治4年2月	1870～1871	豎帳
844	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。願書（椀室願、酒造願、養蚕願）官員録など色々収録。民政関係わかる。	明治3年10月～閏10月	1870	豎帳
845	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。日々の記載者の名前あり。盛田正人、工藤隆太など給人クラス。新田開発、運上など民政関係の記事多い。	明治3年閏10～12月	1870	豎帳

※県史（濱中家）はデジタルカメラ、七戸町史（成田家）はコピーで収集。七戸町史のコピー本は現在七戸中央図書館に架蔵。

のうち、標題があるのは「明治三季知藩庁日記」(町史No.八四二)。以下「知藩庁日記」と略)だけで、これは正月から九月までを収録しており、濱中家の「明治三年藩庁日記」と接続する。所蔵者の成田家は濱中家の一族という。両家を含めて十五冊が七戸藩時代の日記として残る(別表1参照)。

県内他藩では、弘前藩では「弘前藩庁日記」(国日記)は慶応三年までで、その後は「諸稟底簿」(明治三年正月～明治四年十一月)や廃藩後の編纂物「弘前藩記事」が明治初期の基礎資料となる。八戸藩では「目付所日記」と「用人所日記」が明治二年まで、「勘定所日記」が明治四年まで残るほか、東京藩邸とのやりとりをまとめた「東京御用留」が約三十冊残る。これらと比較することで、近代移行期の各藩の動向、新政府の政策が北奥諸藩でどう貫徹されたかなどが明らかになるだろう。なお、七戸藩同様、外様大名(津軽家)の分家旗本をルーツとする黒石藩の藩日記は、幕末以前のもを含めて管見の限り見あたらない。

濱中家に伝来する七戸南部家旧蔵文書の概要を述べると、上限は享保六年(一七二一)で、七戸藩成立以前(明治元年以前)は一二点である。麴町南部家は領地を持たなかったため、領国経営に関する文書は無く、家政関係の文書が中心となる。十八世紀のものは南部主殿(とのち)(二代信弥のふみつ)、主税ちから(三代信伝のぶつぐ)や、南部主計かすえ(三田南部家三代信之)の親類書や縁組関係の証文が多い。なぜこの時期にだけ多く残存するのか不明である。他は七代信民の相続関係が多い。

財政面を直接窺わせる文書は無いが、文政八年(一八二五)の台所奉行等の支出台帳、嘉永五年(一八五二)江戸商人への払米証文などがある。他は幕府への贈答、江戸城での諸規式、幕府への勤番関係資料が多

く、天保九年(一八三八)の本所御蔵勤番の御用留、弘化四年(一八四七)の駿府加番関係(道中の勘定帳など)などが特徴的なものである。

家臣団の支配帳は幕末期が中心だが、奥女中の寺請証文の控(寛政十二年など)、同心や小者への扶持米の支給帳(元治元年)も残っている。幕末維新期の当主信民(文久二年家督)は盛岡藩主の名代として各地に派遣される日々が続いたが、直接政治面に関する文書は少ない。京都警衛の経費借用書(文久三年)、本家利剛の供をした際の行列帳(慶応三年)、戊辰戦争で謹慎した利剛の寛典願(明治元年)などがある。

他に、屋敷関係の文書や絵図がある。どの屋敷か不明なものもあるが、「江戸麴町南部美作守御屋敷」(美作守は信民のこと)と表記のある大型絵図は、麴町南部家の屋敷絵図としては管見の限り唯一のものであり、「県史近世6」口絵に掲載した。

### 三 七戸藩政成立期の諸問題

本項ではこれらの資料をもとに、『七戸町史』等で触れられていなかった諸問題について紹介したい。

#### (一) 七戸藩士の構成と旧給人層への対応

##### 1. 七戸藩の藩士数と七戸移住

七戸藩及び前身の麴町南部家にはどれくらいの藩士がいたのだろうか。『七戸町史』<sup>3)</sup>によると、七戸藩士には「江戸士族」と「無禄士族」という二つの階層があったとされる。前者は南部信民父子に江戸から随

行した者で、禄高を与えられ、その数は五七人。後者は元盛岡藩の地方給人（代官所付きの郷士）で、盛岡藩の減転封により一旦浪人となっていたが、信方の七戸入城後再び再任用された者であり、藩から禄高は与えられず自らが田畑を耕してその生計を立てる、とある。無禄士族の数は明治四年十二月現在で、士一四四人・卒二五人だった<sup>10</sup>。

江戸士族とはすなわち麴町南部家時代の家臣である。五七人という人数は幕府の軍役規定一万石につき二五〇人という数からすると、かなり少ない感はあるが、『七戸町史』に数字の典拠はない。濱中家所蔵「万延元年御支配帳」では、総数は五人となっており、近接した数字である。内訳は一〇九石の宮内大輔を筆頭に、諸士が三五人、「諸士の次席」として茶道一人、医師三人、絵師一人、御徒并並合一一人が書上げられている。小なりといえ、茶道や絵師を抱えていることは江戸定府としての麴町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されない同心や小者、女中がいた<sup>11</sup>。

麴町時代の役職としては、文久元年（一八六〇）の「座列帳」によると、家老（一人）のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、勘定奉行、御供頭、御広間取次、御武具奉行、御納戸奉行、御金奉行、御作事奉行、御台所奉行などの職があった（別表2参照）。家臣の総数が少ないため、同一人物がいくつもの役職を兼任しているのが特徴である。また、領地を持たないため、町奉行や郡奉行など領国支配に関する役職が皆無である。いわば家政機関のみであったため、少人数で済んだともいえる。全体的にコンパクトな構成だったといえよう。

明治二年六月二十四日、版籍奉還により南部信方は改めて七戸藩知事

に任命された<sup>14</sup>。同日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月十七日に東京に滞在していた信方が七戸入りした<sup>15</sup>。信民入部に伴い、麴町南部家家臣も移住したとされる。盛田稔家文書「雑日下恵」同日条によると、信民には五八人の家臣が同行しており、家老の蝮田良蔵は旧七戸代官所、その他の藩士は瑞龍寺、金剛寺などの寺院や、地元の元給人宅に分宿した。

彼らは江戸定府であったため、七戸には生活の基盤がなかった。家族を含めた彼らの移住や屋敷割の状況について気になるところであるが、「知藩庁日記」明治三年二月二日条に、藩士の屋敷地拝領に関わる記事がある。

一、大参事より権少参事江左之御書付を以相達申様被仰遣之、

此度藩士一同江屋敷地拝領被仰候二付、場所之善悪広狭も有之、依之右地面番附相定メ、鬪取を以被下置候間、明後四日九ツ半時

より銘々民事局江相詰可被申、当番御用・病氣故障之向者嫡子・

親類之内名代可被差出事、

二月二日

藩士一同に屋敷を与えることになり、場所の善し悪しや広狭もあるので、地所に番号を付けくじ引きをするので銘々民事局に詰めるようにとの内容である。一般的に近世期の城下町では家格により居住する地域が決まっていたが、平等にくじで決めるというのが新しい時代性を感じる。この時点まで、分宿が続いていたのか、与える屋敷地はどう確保したかは不明である。

## 2. 藩士の構成

【表2】文久元年(1861)3月における麴町南部家の役職名簿

(参考)明治4年(1871)1月頃の七戸藩官員名簿

濱中家所蔵「御役座順・大小御役人定人数・御役人名面・御家臣家座・加御役人名面・非常御備方面面」

成田家所蔵「(七戸藩日記)」(町史整理No843)所収「官員調」

役職名	人名	兼任等	禄高
家老	蛸田良蔵		(盛岡藩出向)
御番頭	谷川林平	御用人兼帯	(盛岡藩出向)
御側御用人	金井静馬	御用人兼帯	100石
御用人	金井静馬	御側御用人兼帯	重複
(加)	木下俊蔵		34.5石
大目付・御留守居	石田隼太		34.5石
同格	木下俊蔵		重複
御元々御側目付	帷子東馬		34.5石
	久野条之進		37石
	金井覚之進		74石
御側目付格	茂山重助		34.5石
御目付	金井覚之進		重複
	西田嘉十郎		34.5石
	安田良右衛門		34.5石
(当分加)	門山藤次郎		68石
御勘定奉行	樋西惠喜登		34.5石
御附役	帷子東馬		重複
	若田平治		28石
御側御納戸御留守居役添役	安田良右衛門	御取頭兼帯	重複
御供頭	石田隼太	御側目付御納戸兼帯	重複
	渡辺三蔵		34.5石
御簾番	金井覚之進	御次兼帯	重複
御広間御取次	安田良右衛門	御留守居添役兼帯	重複
	若田平治		重複
御武具奉行	(7777)		
御馬役	茂山重助		重複
御次	金井覚之進	御簾番兼帯	重複
	平野伝十郎		56.75石
	三郷保	若殿様御揃上ヶ兼帯	34.5石
	金井幹次郎		(静馬嫡子)
	小島兼蔵		34.5石
御次格	小嶋春作	御茶道	29石
	高島嶺	御絵師	32石
御側医師・奥御医師	堀川元育		42石
奥御用達	漆戸藤兵衛	御錠口御用勤差向	3両2分2人扶持
御膳番	茂山重助	御納戸御馬役御揃上兼帯	重複
	久野条之進	御納戸御揃上ヶ兼帯	重複
御広間御番入	門山藤治郎		重複
	水口佐四郎		57.75石
	山本啓之助	御駕脇兼帯	47石
	水口雅之助	御駕脇兼帯	(佐四郎嫡子)
御右筆	(7777)	御用部屋御物役持役	
御勝手	西田嘉十郎	大納戸奉行・御金奉行・御台所奉行兼帯	重複
	田中経蔵	大納戸奉行・御台所奉行兼帯	3両2分2人扶持
大納戸奉行	西田嘉十郎	御勝手・御金奉行・御台所奉行兼帯	重複
	田中経蔵	御勝手・御台所奉行兼帯	重複
御金奉行	西田嘉十郎	御勝手・大納戸奉行・御台所奉行兼帯	重複
御作事奉行	(7777)		
御台所奉行	西田嘉十郎	御勝手・大納戸奉行・御金奉行兼帯	重複
	田中経蔵	御勝手・大納戸奉行兼帯	重複
御広間添番	伊嶋彦吉	御駕脇当分加添番勤中	
御茶道	小嶋春作	御次格	重複
御先供御用部屋御物書表御右筆持役御番医師勤中御目見得以上	野村安蔵	御錠口番・御料理方定加・御供御徒兼帯	重複
御数寄屋奉行持役・御徒目付持役	上崎次郎右衛門	御目付所御物書兼御引供見習	重複
御錠口番	漆戸藤兵衛	奥御用達兼帯	重複
	野村安蔵	御供御徒・料理方定加	3両2分2人扶持
御用人所御物書	(7777)		
御留守居御物書	(7777)		
御目付所御物書	上崎次郎右衛門	御徒目付・御引供見習	3両2分2人扶持
御供御徒	野村安蔵	勤中御目見得以上・御錠口番・御料理方定加	重複
	大山猪之助	御料理方并大納戸御物書・御掃除奉行坊主兼	3両2分2人扶持
	高橋周悦	御側坊主差向	3両2分2人扶持
	漆戸藤兵衛	加坊主兼	重複
石炉之間御取締・御側御物書・御料理方	野村安蔵	勤中御徒御錠口番・御目見得以上定加・御広敷御取次御番人・御作事下役・御殿下役	重複
御広敷御取次御番人・御作事下役・御側坊主	大山猪之助	御徒・御掃除奉行・大納戸物書 坊主兼	重複
大納戸物書	高橋周悦	御徒	重複
坊主	大山猪之助	御徒并御料理方并・御掃除奉行坊主兼	重複
	大山猪之助	御料理方并大納戸御物書・御掃除奉行	重複
	漆戸藤之助	御徒加	重複
	上崎祐賀	御徒給仕坊主兼	?
御小間遣	(7777)		
無勤	(7777)		
幼年	高木清一郎		34.5石
	河崎孝吉		40.5石
	佐野久吾		34.5石
同嫡子	笹倉惣蔵		68石
	金井周蔵		?

役職名	人名	出自
大参事	新渡戸伝	盛岡藩
	馬場軍八	盛岡藩
少参事	金井静馬	
	西田嘉十郎	
大属	木下俊蔵	
	安田右内	
権大属	渡辺一騎	
	樋西 実	
	小嶋兼蔵	
少属	三浦守八郎	
	小嶋源吾	
少属心得	北田 久	
権少属	盛田弓人	給人
	工藤隆太	給人
	盛田勇八	給人
史生	樋田錦吾	
	伊藤正吾	
同試補	帷子春治	
	玉山誠蔵	
	駒嶺康太	給人
	佐野 啓	
序掌	高橋源治	
	沼田立次郎	
同試補	上崎祐太郎	
	水口左内	

藩政開始時の藩士の構成はどうなっていたか。『七戸町史』に定義する「江戸士族」「無禄士族」のほか、盛岡藩からの出向者がいた。地元の実情を知らない麴町南部家臣だけでは藩政の運営は困難である。藩政の中核は新渡戸伝を筆頭とする盛岡藩出身者が占める一方、財政・民政の実務には一部の旧給人層が登用されている。七戸藩士は三つの階層から成り立っていた。

藩の幹部では、馬場軍八（盛岡藩御側目付兼御徒頭）が明治二年二月二十九日に南部雄磨家老に就任<sup>17</sup>。五月十五日には新渡戸伝（同御目付兼郡奉行）が、同二十日には谷川林平（同内監）が家老になっている<sup>18</sup>。馬場が東京詰、新渡戸と谷川が七戸詰である。これで、以前から麴町南部家家老だった麴田良蔵に加え、七戸藩政スタート時は家老四名体制だった。盛岡藩時代の禄高は、新渡戸は一七七石余、馬場は一〇〇石、谷川は四二石、いずれも中級の藩士であった<sup>19</sup>。

実は残る麴田も麴町南部家の生え抜きの家臣ではなく、以前の盛岡藩からの附家老だった。「盛岡藩士族書上帳」（岩手県学事文書課蔵）によると、麴田は六〇石取で、安政四年に家督相続後、万延元年二月に麴町南部家の番頭兼用人、慶応元年七月に家老になっている<sup>20</sup>。谷川も文久二年七月に同家の番頭兼用人になっている<sup>21</sup>。麴町時代から七戸藩は人面でも宗家の強いコントロールのもとにあった。幕府から家老が派遣されていた徳川御三卿と似た構造である。生え抜きでないためか、麴町南部家の支配帳には彼らの名前は無い。明治三年七月の盛岡藩廃藩以降は、新渡戸や麴田らは「盛岡県貫属士族」の扱いとなっている。

家老四人の中で事実上藩政を主導したのは、盛岡藩時代に三戸代官や

三本木平開発御用懸を勤め、当地との関係が深い新渡戸伝である。版籍奉還後の官制改革では、新渡戸が大参事、馬場・谷川が権大参事となっている<sup>22</sup>。馬場に代り谷川が東京詰となった。麴田は役職に就かなかつたが、盛岡における連絡役を務めていたようで、その後も新渡戸の日記にしばしば名前が見える。

給人層の藩政への登用だが、明治二年八月二十三日に盛田弓人・浦田寛平・盛田勇八の三名が七戸民政所の筆生に就任し、年末の官制改革で「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている<sup>23</sup>。しかし、他の麴町家生え抜きの家臣と異なり、「御雇」という一段低い地位だった。

彼らは明治三年正月の洞内村（現十和田市）等七ヶ村の愁訴の責任をとって罷免されるが<sup>24</sup>、三月から四月にかけて勇八は諸木植立掛、弓人は養蚕開拓御用掛など、藩が進める殖産興業に関わる役職に就いている<sup>25</sup>。これらは近世期に代官所の下役として給人層が就いていた役職と共通している。身分はまだ御雇のままである。

明治三年十月二十九日、七戸藩は政府の「藩制」公布を受けて職制改革を行うが、盛田勇八が権少属（六等官）、工藤隆太と盛田弓人が少属心得勤で民事会計局に所属している。このほかの役職にも元給人の名前が見える<sup>26</sup>。この時点ではいわゆる江戸士族との区別は無く、職制上は平等になったようだ。彼らは地域の実情に精通していたため民事会計局の実務を担ったが、検地の立合など直接農民に接する立場であったために、民衆の怨嗟を買いやすかったという<sup>28</sup>。

### 3. 給人と新田開発、藩士の教育機関

盛岡藩の減転封により禄高を失い浪人同然となった旧給人層に対し、

七戸藩では新田開発を奨励した。盛岡藩時代から新田開発は給人の知行地を増やす基本的手段であり、また七戸藩は支配地に開発途上の三本木平を抱えていた。「新渡戸伝一生記」明治二年五月二十一日条によると、新渡戸伝は宗家家老東中務（次郎。のち盛岡藩大参事）から、「御暇被下候者」（給人のこと）を七戸に集め開田させること、そのための障害の有無の調査を命じられている。以後、続々と給人からの新田開発の申請が次ぐことになる。

同年十月九日には五戸給人・三戸給人十二名が新田開発許可の礼に藩庁を訪れ、信民・信方父子に「御目見得」<sup>(29)</sup>している。給人層の慰撫は必要なことであった。「知藩庁日記」明治三年九月七日条では、元給人による開発地のうち二割を税とし、残りは現米として下付、さらに「兼ねて御規則の通り」七戸藩士族に召し抱えると定めている。条件付きで藩士に登用する道を開き、給人層の開発意欲を高めていったのである。

翌明治三年三月に藩は三本木平用水の延長工事のほか、米田川（現藤島川カ）・作田川・中野川・坪川・清水目川流域、現六ヶ所村など領内各地での水利工事を計画し、収益は一〇万石という見込みで、民部省へ申請している。<sup>(30)</sup>この計画では、開拓した土地は十五年間の<sup>くわしたねんき</sup>鉦下年季（免税）のあと、開発者へ永久に預託するとなっていた。

しかし、藩による領内各地の開発計画は実際に着手されることはなかった。同年十二月には、三本木平は戊辰戦争後の混乱と明治二年の凶作で百姓が退散し、田地は荒廃して畑のみ仕付けられている状態<sup>(31)</sup>だった。また、給人自らによる開発も、開発が成功する前に廃藩置県を迎え、開発未着手の土地は県に上地されることになったのである。

藩士の教育機関として藩学校が設置され、月毎の講釈があった。<sup>(32)</sup>藩校には訓練所が併設され、冬期間は学校内で銃隊などの訓練がなされた。<sup>(33)</sup>藩校の教授は盛岡藩からの出向者だった。<sup>(34)</sup>明治維新後の諸藩では新政府の政策により洋学が積極的に取上げられていくが、七戸藩も例外ではなく、東京藩邸においては静岡藩から英学教授として飯岡一郎を雇い、藩士への講義を行わせている。<sup>(35)</sup>

## (二) 東京藩邸の拝領

明治元年九月、新政府は各藩の藩邸について、郭内（江戸城外郭）<sup>(36)</sup>は一ヶ所、郭外には十万石以上の大名は二ヶ所、以下の大名は一ヶ所の所持を認めた。<sup>(37)</sup>七戸藩の麴町屋敷はどうなったのだろうか。結果的にいうと、新政府に収公され、別の場所が与えられている。濱中家所蔵「明治二年東京官邸御用米記」は藩邸拝領に関する記事が多いので、経過を追ってみる。

七戸藩（また領地確定前だが、便宜上統一する）の麴町屋敷も郭内屋敷に相当するが、明治元年正月に銃兵屯所として旧幕府に借上げになった。ところが翌二月に焼失し、以後七戸藩邸は麻布一本松の盛岡藩下屋敷に同居していた。そのため、藩は相応の上屋敷及び下屋敷を拝領したいと弁事役所に願書を提出している（二月二十四日条）。

一、御居屋敷・御下屋敷御願書無事御役所<sup>江</sup>差出候処、管掌小室就弥被致落手候事、御願書左之通、

半蔵御門外御郭内屋敷坪数凡三千坪程

内千坪程添屋敷囲込分



右之通従前之屋敷拝領可奉願之処、昨辰年正月旧幕より借上銃隊屯所ニ相成、同二月焼失仕候、依之当時麻布一本松本家御名邸ニ同居罷在候、随而恐多申上候様奉存候得共、相応之上屋敷・下屋敷地拝領被仰付被下度此段奉願上候、以上、

二月廿四日

御名内 金井覚之進

弁事御役所

三月十二日に至り、新政府から正式に愛宕下の旧戸田丹波守中屋敷（松本藩戸田光則・六万石）を下賜する達しがある。麴町屋敷はこの時点で正式に新政府に接収された。

しかし、戸田邸は狭隘であったためか、七戸藩は宗家盛岡藩が下賜された麻布市兵衛町の旧小笠原中務大輔屋敷（唐津藩小笠原長国・六万石）との交換を希望する。（東京中心部に屋敷を得たい）盛岡藩も弁事役所に口添えし、三月二十七日に小笠原邸が七戸藩の新しい屋敷として改めて下賜された（同日条）。麻布市兵衛町には八戸藩上屋敷、麻布一本松には盛岡藩下屋敷があり、両者は従来どおり両藩藩邸として維持されたので、南部氏一族で近隣に居を構えることになった。

当時、七戸藩の東京藩邸を管理していたのは馬場軍八（宗家より派遣）と、石田隼太（御側目付）、箱石忠藏（御徒目付）ら五人及び小者一人の計七人だけだった（三月二十日条）。近世期に比べるとはるかに少人数である。そのため、何か用がある際は宗家から人数を拝借するとある。その後馬場は二月二十九日付で南部雄磨（信方）家老に、石田は同日一日付で東京公用人、箱石は東京公用物書にそれぞれ任命された。<sup>39)</sup>

新政府の達では十万石以下の大名は東京藩邸を二ヶ所持つことが認め

られていたため、七戸藩は下屋敷に相当するもう一ヶ所の屋敷拝領を政府に願っている。まず藩が希望したのは、最初に東京藩邸として拝領した旧戸田丹波守邸に近い、旧池田丹波守上屋敷（岡山新田藩池田正礼・一万五千石）であった。しかし、はかばかしい返事が得られなかったためか、四月十四日に、差支えなければ麴町の旧屋敷を拝領したいと弁事役所へ願っている。<sup>40)</sup> かつての麴町屋敷（三〇〇坪）に加え、敷地の一部に食い込んでいた旗本屋敷（旧伊庭彦一郎邸三〇〇坪）も合わせて欲しいという、少々虫がいいものであった。

しかし、その後の拝領記録がないことから実現しなかったようである。近世期も麴町南部家の屋敷は麴町の一ヶ所しか確認できない（抱屋敷を所持していた可能性はある）ので、屋敷地二ヶ所というのは無理な要望だったかもしれない。

南部信方は四月一日に明治天皇への初拝謁後、同九日に麻布愛宕下の屋敷に初めて入った。<sup>41)</sup> そして、六月に版籍奉還の願書を提出し、藩知事任命の辞令を受け取ることになるのである。

以後も東京藩邸に公用人や東京詰の大参事が常駐し、近世期の江戸藩邸同様、藩の東京事務所として政府と交渉する拠点となる。ただし藩知事が滞在するとは限らず、前藩主南部信民は明治三年二月の東京転居後は飯倉狸穴台の士族邸を借りて住んだ。<sup>42)</sup> また、信方も明治四年三月に学問修業のため上京した際は、麻布愛宕下の盛岡藩屋敷に滞在している。<sup>43)</sup>

### (三) 自主的廃藩と転住（転封）問題

#### 1. 南部信民の廃藩構想

全国的な廢藩置県は明治四年七月十四日だが、それ以前、明治二年末から一部の藩では財政窮乏から自主的廢藩を願出ようになった。戊辰戦争の戦費の負担や明治二年の凶作などが背景にある。明治二年十二月の狭山藩（現大阪府・一萬石）、吉井藩（現群馬県・一萬石）の廢藩を皮切りに、全国的な廢藩置県までに十三藩に及んだ。<sup>(44)</sup>

その中のひとつに、七戸藩の宗家盛岡藩があったことはよく知られている。自主廢藩をした諸藩の中では最も石高が大きい藩だった。盛岡藩は、新政府から課せられた盛岡復領の見返りに七〇万両の献金を政府に約していたが、到底実現不可能であった。按察使（地方政治を監督する官）が納入実施に圧力を強め、献金未納分の代償に内高三万五〇〇〇石の提供を求めるなど、廢藩に追い込む政府の画策もあったとされる。<sup>(45)</sup>盛岡藩知事南部利恭<sup>(46)</sup>は明治三年五月に自らの免職願を提出、七月十日に至って受理され盛岡県となった。藩士は盛岡県貫属となり、そのまま県に雇用された。

一方、七戸藩でもそれに先立ち自主的廢藩の構想があったことはあまり知られていない。<sup>(46)</sup>廢藩を主張したのは前藩主南部信民だった。七戸藩の藩日記類や「新渡戸伝一生記」にはその経緯が記載されている。<sup>(47)</sup>

明治二年九月、信民は太政官から謹慎処分を解除され、十一月十日叙任のため皇居に参内、<sup>(48)</sup>従五位に叙せられた後、翌春までしばらく東京藩邸に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廢藩に向けて政府に提出する建白書を大少参事に示し、士族一同に残らず申渡すよう指示した（「知藩庁日記」傍線筆者）。

（二月七日条）

一、大殿様道中益々御機嫌能、今未下刻無御滞御着城被遊候事、但極御省略二付御庭より御着城被遊候、

（二月十四日条）

一、大参事より權少参事<sup>(49)</sup>左之御書付を以士族一統<sup>(50)</sup>不洩様可相達旨申達之、右二付士族一統存意之有無可及建白旨、權少参事ヲ以申達之、

臣信民謹而奉言上候、旧冬上京以来熟御維新之御趣意觀察仕候処、当今朝廷御多端不一方御憂慮可被為在奉存候間、不省ノ臣カ如キモ相応之苦心ヲ以皇国之御為尽力仕度奉存候、抑小藩ノ如キハ事ニ臨ンテ數藩合併ニアラサレハ功ヲ奉スル能ハス、然而平日之所為各藩治ヲ異ニイタシ候而者、自然一途之御政体ニ背キ往々御盛業之儀如何ト心配仕候、就中七戸藩ノ如キ遐方ニ僻在イタシ人民頑愚時勢ニ疎ク加ルニ曠野不毛ノ地多ク、金穀之收納少ク、藩学武備開拓等之手配モ自ラ行届無、藩治ヲ開張之功スラ速ニ相立候目途モ無之深ク心痛恐縮仕候、自今皇威ヲ海外ニ輝シ万国御並立ノ御盛業急務之折柄空シク憂苦ニ時日ヲ費シ、猶予仕候而者実以深ク恐入候儀ト奉存候、就而者右七戸藩御廢シ、最寄大藩或ハ県<sup>(51)</sup>管轄被仰付候ハ、御政体之御趣意貫徹シ易ク諸向開張之功速ニ相立、全ク皇国之御為ニ可有之、微臣過日御暇相願罷下り幸ニ通行筋ニ付宗藩<sup>(52)</sup>モ相談仕、七戸藩知事及大少参事藩士ニ至迄篤と説諭仕候処、宗藩初メ何レモ同意仕候、依之知事初メ各職掌返上七戸藩御廢シ之義奉願候而可然御執奏之儀給微臣モ奉願候

(二月二十五日条)

一、御書写者右之通一統<sup>江</sup>拜見被仰付事、

今般支配地上納之義ハ全く皇国之御為ニ致候事ニ候得者、猶我  
等上京之上篤と致見聞、弥御為筋ニも候ハ、奉願候義ニ而、未  
タ聡と治定と申ニも無之、且当今之形勢何時変化も推量候間敢  
而憂苦せず、猶一統勉勵可致候、且亦たとへ弥支配地上納ニ治  
定相成候共、何方<sup>江</sup>か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事  
初藩士及下々ニ至迄政事ハ勿論學問操練等不忘、愈国家之為ニ  
尽力勉勵可有之事、

又者当時ハ君臣の情実のと申シ一和不致候様ニ而者全く不相濟  
何事も打捨只日本が万国ニ不負様ニ文ヲ盛ンニし、民ヲ勵シ開  
化文明富国強兵ニスル事大主意ニ候間、何分小事ニ不拘、私ヲ  
離レ愈不忘国家之為尽力可有之事

右之趣組合頭取之者共等<sup>江</sup>申聞、寄之下々迄申論候様致度候事、

二月

信民

信民は版籍奉還後、中央集権化を進める新政府の政策のもと、小藩ゆ  
えの藩政運営の限界を感じたものであろうか。建白書では、上京以来  
「維新の御主意」を熟考しており、小藩が乱立して藩治を異にしている  
政府が進める「御政体」に背くので、教藩が合併しなければ功を奉ずる  
ことが出来ない、と述べる。さらに遠方に位置する七戸藩では、人民は  
「頑愚」で時勢に疎く、寒冷地で不毛の地が多く年貢の収納も覚束ない、  
教育や武備、開拓も行き届かない、よって支配地を返上して大藩または  
他の県に合併したほうが国のためになると主張している。合併を希望す

る藩や県については特に名前は挙げていない。

これより以前に廃藩を申請した吉井藩の建白書では「内外御多事ノ折  
柄公費莫大ニシテ自力ヲ国用不給」として、狭山藩も「微弱之兵備実以  
テ藩屏之名ニ背キ候」として、財政難を第一に掲げているのに対し、信  
民の建白は財政難には直接触れておらず、小藩は積極的に合併したほう  
が「皇国之御為」にもなるのだという、政府の意向を忖度した形のもの  
であった。

また二月二十五日条によると、藩士たちに対し、どの藩県に所属する  
ことになろうとも、それまでは政事はもちろん学問や操練に励むよう、  
君臣の情実にとらわれることなく、私を離れて文明開化や富国強兵を進  
める国家のために尽すよう説諭している。藩士たちの動揺を抑え、近世  
以来の君臣意識を捨てるよう強調しているのである。

この信民の考えに対し、藩大参事新渡戸伝は反対の立場だった。「新  
渡戸伝一生記」によると、信民が廃藩の意志を藩士たちに示す前の一月  
二十日、信民と新渡戸は花巻の蔦谷喜右衛門宅で面会している。信民は  
東京から戻る途中、新渡戸は凶作対策として政府から一万両の拝借を願  
うべく上京の途中だった。

信民の行動は東京詰盛岡藩大参事東次郎と打ち合わせたものだったが、  
信民から知事職返上の決意を示された新渡戸は難色を示した。宗家南部  
利剛(前盛岡藩主。致堂と号す。七戸藩知事信方の実父)や国許の盛岡  
藩安宅・野田両権大参事、七戸藩馬場権参事らに相談してはどうか、と  
回答している<sup>50</sup>。凶作対策中に藩政を投げ出すのは無責任という意識が  
あったのだらう。また、宗家に先んじての廃藩が及ばず影響についても

懸念している。

再考を促す新渡戸に対し、信民の廃藩への意思は堅く、盛岡で利剛や盛岡藩権大参事の了解をとったうえで、先述の建白書を七戸藩大少参事・藩士たちに示した。信民と利剛、盛岡藩大参事との間にどのようなやりとりがあったのか藩日記類では分からない。ともあれ信民は藩士たちの同意を得られたとして再上京したが、彼らにとっては前藩主の意向であり、嫌も応もなかっただろう。東京到着後、信民は改めて廃藩を政府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた（「新渡戸伝一生記」同三月十九日条）。やや長いが引用する。

一、同十九日雨、信民様七戸公用所へ御出有之、伝罷出段々の思召相伺候処、先般於花巻申聞候通、当今の形勢専ら郡県の叡慮被為有候、依之諸家に魁知事退職、支配地差上候儀実切勤王の道に候故東大参事へ相談申候至極同意、於盛岡致堂様へ申上候処可然と被仰在之、安宅権大参事・野田権大参事に談合候処同意、七戸へ下り馬場権大参事、金井・西田両少参事其外一統同意候事故、此度取調差出申度と上意有之、伝申上候には於花巻右御相談の上何れも御同案候はゞ於私異存無之、乍去宗家に魁被成候儀御控被遊候様申上候事、厚く御再考被遊度御儀に御座候、第一諸家魁の思召御遠慮の事候、小藩の御方魁候ても天下の人目相立不申、狭山・吉井両侯世上の笑物相成居候、都て小藩の御方面北の乱より表裏不定、多分は足利將軍の旗下に従ひ候処、永祿に三好逆徒強く候へば属之、三好衰ひ候へば夫々近傍の剛將に和交し、織田家起候へば皆々幕下に従ひ、明智逆臣主家を滅亡し候へば逆党に入り、

豊臣山崎一戦勝利在之時は降参為臣下、慶長五年乱関東方強く候へば裏切、降参の衆今に連綿と諸侯御相統被成候へ共、不義不忠逆徒の名号相立不申、戦功も如斯小藩前後更に目立候物無之候事、当時知事職には宗未御取扱無之乍申宗家進退に魁候へ共、幼沖の知事様如何被遊候哉、御当住の上御離縁在之間敷、又奥方様も同様御里へも御戻しの事候哉、其下士族并元録以来の者江戸住居急に盛岡へ転住、七戸へ引越、今に住宅も無之借宅の上、凶荒の年に当り疾苦に迫り候処、主家に離れ住宅無之路途に迷ひ申候次第なり、其上支配所凶荒三民及飢餓既為救助拝借金願に私上京中藩政取乱候はゞ差上地仕候はゞ実切に御取上可申哉、藩政取計兼候返上の御詮議に相成候はゞ如何御申解在之候哉、又家事の儀は十ヶ一に候者、米二百俵金三百両に御座候、中々御取続在之間敷、併御決心別段御取締候はゞ御相統は夫にて相濟候事も可在之、去年十二月迄は宗家の御仕向を以て御相統は勿論の事候、正月よりこの儀は七戸巳年収納を以て御取続事候の処、凶荒意一粒無之、当春以来の処は皆才覚金当秋の収納を繰上御手配候事候、右を只今上地候はゞ当秋の収納共差上の事候へば明日より米金御目当無之切迫に可及、右の御凌方の御配意も被為有候御儀にも可在之候哉、斯強て申上候得は私欲の合にも候哉と御下墨有之哉、私並馬場・谷川共御退職の上は廢職相成盛岡へ罷歸り候のみにて迷惑筋無之候、只管歎敷は御家族様方・御家臣の者の事、君公には御決心の事柄にて御厭ひ在之間敷哉、乍去一旦思召立忠義は戰場候得ば即生死相極る故可然候哉、当節の処左様にも無之被仰立候より半年

も相過候上、十ヶ一の被下御沙汰在之迄の御凌誰に被仰付御手統被成候哉床敷奉存候、右の通飽迄申上候処、厚く御勘考至極尤の申出に候間明年迄見合候様可致、難有思召改被遊候、感涙相催此段谷川初詰合へ申間候処一統申居候事、

これによると新渡戸は、①諸家に先駆けて支配地を返上することが勤皇の道というが、正直に言ってあまり影響力はない。先に廃藩した狭山・吉井の両藩は物笑いの種になっている。②東北の小藩は時の権力者に従って右往左往する歴史があり、日和見の感を与える。③藩士や領民を残して廃藩するのは無責任。盛岡藩出身の新渡戸や馬場・谷川は盛岡に戻ればいいが、生え抜きの家臣たちは東京に戻る訳にもいかず路頭に迷ってしまう。④また、凶作対策中に廃藩すればこれまでの対策が無くなってしまふ、など改めて述べ、再考を訴えている。この説得が功をなしたか、信民はいったん来年まで廃藩願提出を保留することを約した。新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。

新渡戸は七戸藩が宗家盛岡藩に先駆けて廃藩することにも懸念している。七戸藩廃藩が宗家盛岡藩を加速させるのを危惧したものであろうか。新渡戸はその後、廃藩願提出見合わせの経緯を盛岡藩の東大参事に説明しているが、盛岡藩はすでに廃藩に向けて動き出していた。四月に最初の廃藩の建白書を提出したが、政府はあくまで献金問題のためではなく、皇国の前途のために知事職の奉還を願出たという形を取るよう圧力を加えさせ、五月十五日に改めて上奏した。藩士たちはそのままの役人として再雇用されるという内約を得ていたという<sup>51</sup>。こうして、藩知事南部利恭の免職願は七月十日に受理され、盛岡県が成立した。七戸藩の廃藩

問題が起こった四ヶ月後である。

もしこれ以前に七戸藩の廃藩が実現していれば、吉井藩・狭山藩に継ぎ、全国三番目になるところだった。なお、新渡戸は自主的廃藩を先駆けた吉井・狭山の両藩が小藩ゆえ嘲笑されたというが、実際にはその後も自主的廃藩を申請するのは五万石以下の小藩が多かった。東北地方では盛岡藩一藩だけだった。

この「新渡戸伝一生記」を信頼すれば、藩知事後見たる信民の意向を覆せるほど、新渡戸が藩内で力を持っていたことを示している。七戸藩の自主的廃藩断念の経緯は「新渡戸伝一生記」以外になく、新渡戸以外の藩幹部の意向、また政府や宗家盛岡藩の思惑なども必要であろうが、現在のところ資料を見いだせていない。

## 2. 政府からの転住打診

さて、自主的廃藩断念後、七戸藩は内々に政府から転住（転封）の打診を受けていた。これは、濱中家や成田家の藩庁日記類には記されず、「新渡戸伝一生記」及び「新渡戸大参事日記」のみに記載されている。「新渡戸伝一生記」四月十五日条によると、民部省から当初打診があった転住地は花巻（現花巻市）、沢内（現西和賀町）など和賀・稗貫郡であった。しかし、この時点ではまだ盛岡藩支配地であり「宗家の領地を奪った」という世評が立つのを恐れて、新渡戸は江刺県支配地である黒沢尻町（現北上市）、土沢町（現花巻市東和町）、遠野町（現遠野市）周辺のいずれかに沙汰があるよう民部大丞林半七に願っている。いずれも明治元年以前は盛岡藩領だった地域である。「新渡戸大参事日記」四月十五日条にはこうある。

一、林半七殿行、先日罷出候節七戸転住之御調之内話在之二付、今日右内願二書持參頼談申候事、

七戸藩転住可被仰付御調御座候ハ、別紙三ヶ処之内江御沙汰被下候様奉歎願候、尤三ヶ処高積村々出入可在之、右者安政六年書上候扣帳有合候故右ニ基調申、何れニも藩士百軒程も当分借宅仕候場処無之候而者一同窮迫仕候付、深く御汲察被成下何分町家等在之場処奉歎願事、

一、三本木開拓之儀ハ数年苦心仕漸々水利ヲ導キ、是より開墾成就之手始ニ相成候付、篤々御憐察被成下度奉歎願事、

一、此度宗家支配所奉還願上候得者、引続奉還之願差上候御調御座候心得二者御座候へ共、前条転住之御調御座候ハ、右御沙汰相伺候上藩士住宅等手当仕候、其上願上申度、左様無之候而者一同路頭ニ迷可申歎敷奉存候付、右兎も角も安心之上奉還仕度志願ニ御座候事、

別紙二、(村名下略)<sup>(53)</sup>

林半七(友幸)はもと長州藩士で、戊辰戦争中は奥州仙台地方軍監を勤め、明治二年六月の七戸藩の領地決定にあたっては、会計官権判事として盛岡に下り、新渡戸伝が折衝にあたった。<sup>(54)</sup> 新渡戸とは旧知の間柄であり、転住問題でも新渡戸が藩を代表して折衝役となったのであろう。

転住の条件として新渡戸は約一〇〇軒に及ぶ藩士の住居確保を挙げている。宗家に続き支配所奉還の願を出したが、まずは藩士を路頭に迷わせないことが第一と強調し、さらに緒に就いた三本木平開拓継続の配慮について願っている。

転住先の候補は旧盛岡領南部で生産力が高い地域で、特に遠野は藩主一門の遠野南部家が置かれた場所であり、条件は悪くないように思える。この三案の中で民部省の候補は土沢であったようだ。<sup>(55)</sup> しかし、藩政開始後、わずか一年あまりの移転では藩財政に大きな負担を掛けることは間違いない。同十九日条では、新渡戸は転住すれば「数万之人費一時二消滅」し、三本木平をはじめ藩内各地で進めている開拓の成果が無くなってしまふと、暗に転住反対の意思を示している。

一、林半七殿行開拓一件内願書差出申候事、其文、陸奥国北郡者莫大之曠原ニ而、開拓仕候ハ、数万石ニ相成可申場所ニ御座候へ共水利無之ニ付、往古より自然高さより低へ注く細流を以漸田形開居候計之事故、自分人員不足土地不相応小高二御座候(中略)、昨今へ至り三千石高程ニ相成候処、御一新二付右開拓場所七戸藩知事支配所相成二付、於惣地拾万石程之見込を以開拓之義知事名前を以先達而願上置候、然所御内々相伺候処、七戸藩弥転住等被仰付候義ニ御座候得者、積年苦辛之所業・数万之入費一時ニ消滅可仕残念至極奉存候、何卒石情実深く御汲察被下、右場処管轄如何様之御所置ニ相成候共、前申上候上水を分配、用水二仕候、法量村・深持村・折茂村・犬落瀬村・下田村・百石村・洞内村・三本木村・八斗沢村・切田村・相坂村都合十一ヶ村者、後年迄も尽力積年之功業相立申度候間、其筋可然御執成、右村々開拓之儀被仰付被下候様奉願上候、以上、

四月

七戸藩  
新渡戸大參事

右之通林民部大掾江頼談申入候事、

結局のところ、転住問題はこれで沙汰やみとなったようで、明治三年五月以降は、転住に関する記事は「新渡戸伝一生記」及び「新渡戸大参事日記」に出てこない。七戸・盛岡両藩の廃藩問題と政府からの転住打診がどう関連するのか資料不足で不明だが、四月十五日付の内願をみると、この時点で七戸藩の自主的廃藩の可能性が全く消滅したわけではなく、むしろ新渡戸は転住を理由に時間かせぎを計っているとも読める。七戸藩存続の節目だったといえよう。結果的に七戸藩は翌年七月四日の全国的な廃藩置県まで維持された。

しかし、その後も藩政の財政窮乏と混乱は続き、同年閏十月には全藩的な農民一揆が起こっている。藩知事家も経済的に困窮し、新渡戸は内々に自分の月俸の一部を信民に献金していたという<sup>56)</sup>。信民自身は廃藩断念後の明治三年三月には居所を東京に移した。七戸に滞在していた期間は僅かだった。しかし、その後も領内開拓・産業開発に関する達を領内に公布したり、領内開拓・牧畜振興のため帰藩しようとしたり、藩知事後見としての役目を果たしている。

#### 四 おわりに

以上、成立期七戸藩の諸問題について、濱中家及び成田家所蔵の七戸藩庁日記類を中心に、「新渡戸伝一生記」等で補完して記述した。七戸藩は発足から廃藩までわずか二年あまりだが、その間の藩士の構成や東京屋敷の拝領問題、そして従来あまり知られていなかった自主的廃藩問題について紹介した。

本稿では七戸藩政の一端を見たに過ぎない。本稿で触れることができなかったが、二年あまりの七戸藩政を一番苦しめたのは明治二年の凶作である。対策のため政府からの借財と返済問題、そのしわ寄せと領内検地の強行により明治三年閏十月には惣百姓一揆が引き起された。中央集権化を進める政府のもとで、検地も一揆対策も一藩限りで処理できるものでなく、政府の地方機関としての対応が求められた。内部的には江戸士族と無禄士族という性格が異なる藩士団を抱え、さらに盛岡藩の分家大名であったという性格上、明治維新後も常に本家の動向を意識せざるを得なかった。旧慣を護持しつつも政府の方針を貫徹せざるを得ない政権移行期の小藩の苦悩がみえる。

本県域の版籍奉還・廃藩置県期の研究は、弘前藩では坂本寿夫氏の一連の研究があり、盛岡藩ではやや古い研究ながら『岩手県史第六巻近代編1』（岩手県 一九六二年）が一卷を割いて解説しているが、その他の小藩については資料的な制約もあり、まだ十分な分析が行われていないと言いたい。斗南藩にしても、斗南藩士の移住や藩士の動きに関する諸問題が中心で、藩政運営そのものの研究は進んでいると言いたい。七戸藩については『七戸町史』など先学の研究はあるが、資料的な制約が否めなかった。日記類の発見でより研究が進むことを期待したい。

#### 註

(一)『新訂寛政重修家譜』第四(続群書類従完成会 一九六四年)所収「巻第二百十 南部」。元禄七年(一六九四)八月二十一日に和賀郡・二戸郡のうち新田五〇〇〇石を分知されたが、宝永三年(一七〇六)十二月

十日に宗家に返し、改めて蔵米五〇〇〇俵を支給されたのである。同様の存在に重信の七男勝信を祖とする三田南部家（江戸の三田に屋敷があった）三〇〇〇石があった。三田南部家は安永三年（一七七四）十二月十六日に五代当主信由が利正と改名して宗家を継ぎ、宗家当主が絶えた際に後嗣を出すという役割を果たしたが（同家はこの時点で絶家）、麴町南部家は最後まで宗家を継いだ当主はいなかった。

(2) もりおか歴史文化館蔵「盛岡藩御用人雑書」万延元年（一八六〇）二月十四日条（青森県史資料編 近世6）（青森県 二〇一五年（以下『県史近世6』）と略す）No.五九掲載。

(3) もりおか歴史文化館蔵「覚書」文久三年八月六日条。三本木に陣屋地を設定した理由として、盛岡藩御用人奥瀬衛門と元締新渡戸十次郎が文久三年五月六日に麴町家当主南部信民に提出した書付（十和田市新渡戸家蔵「昭瑤漫筆」二『県史近世6』No.四七七掲載）によると、①広大地であり、開発収益の一部を陣屋建設の資金として充当できること。②下北半島や藩北部の海岸部を統括できる地であり、繁華になる可能性を持っていることを挙げている。三本木を単に新田開発のみならず、藩北部における政治的拠点にしたいという意図があった。

なお、七戸藩同様に江戸定府で、本家から蔵米支給を受けた分家大名として秋田新田藩（明治維新後、現湯沢市岩崎を陣屋地とする）などがある。

(4) 「盛岡藩御用人雑書」明治二年正月晦日条（『県史近世6』No.二二九掲載）。

(5) 濱中家所蔵七戸南部家文書「陸奥国北郡之内郷村高帳写」。この包紙には「六月九日到着 御用之間」とある。原本の所在は不明。写しは岩手県立図書館「七戸藩関係書」（『県史近世6』No.二四八掲載）ほか多数。

(6) 尾崎竹四郎編『青森県人名大事典』（東奥日報社 一九六九年）。

(7) 濱中家所蔵濱中家文書「記録控」。

(8) 各所蔵先は以下のとおり。「弘前藩序日記」「諸稟底簿」「弘前藩記事」：弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。「目付所日記」「用人所日記」「勘定所日記」：東京御用留。八戸市立図書館蔵八戸南部家文書。「弘前藩記事」は坂本寿夫編『津軽近世資料 弘前藩記事一〜五』（北方新社 一九八七〜一九四）として翻刻本が刊行されている。「東京御用留」は『県史近世6』に抄録掲載した（No.六三四〜七〇七）。

(9) この分類は鷹山雅春『七戸近世史』（七戸近世史刊行会 一九四九年）で定義されたが、『七戸町史』でも踏襲されている。『七戸近世史』ではさらに「復籍士族」（明治三十年に士族に復籍した人々。おもに元七戸給人）を挙げているが、これは藩士であったとは言えない。

(10) 盛田稔家文書「辛未十二月分俸禄渡残渡帳 元七戸藩士族卒面附」。

『七戸町史』3 一一二頁。

(11) 同家にはこの他明治二年九月の支配帳もある。

(12) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」一月二十七日条、麴町南部家家老蠅田良蔵より本家目付への伺によると、麴町家の家中は五〇人余、同心・小者が一七人程、その他女中が一〇人とある。麴町家は「相統御月割金」（南部雄磨の相続に伴う諸経費か）正月分を宗家盛岡藩から渡されたが、本来の一五〇両から三〇両に減額されたので、家中の人数に対してとても足りないと言っている。

(13) 濱中家所蔵七戸南部家文書「御役座順・大小御役人定人数 御役人名面・御家臣家座・加御役人名面・非常御備方名面」。

(14) 岩手県立図書館蔵「七戸藩主南部信民版籍奉還顛末」など（『県史近世6』No.六一六掲載）など。なお、雄磨の七戸藩知事辞令の所在は確認されていない。県内諸藩では、弘前藩知事津軽承昭と八戸藩知事南部信順の辞令が、弘前市立博物館、八戸市博物館にそれぞれ残る。



- (15) 「新渡戸伝一生記」同日条など。信方の入部に際し、境古人は村境まで、給人は追手門、諸役方は本丸御門で出迎えたという(同書八月十四日条)。
- (16) 『七戸町史 3』の江戸士族五七人はこれを典拠にしたものか。一名多いが、元々盛岡藩士であった蠅田良藏を除くと五七人となる。
- (17) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」同日条。
- (18) 岩手県立図書館蔵「七戸藩主南部信民版籍奉還顛末」同日条。
- (19) 岩手県総務部学事文書課蔵「盛岡藩士族書上帳」(『盛岡藩士族旧禄所務書上帳(明治三年)外五編連記』旧盛岡藩士桑田 一九九六年 所収)。
- (20) ただし、註(13)の座列帳では、文久元年三月段階で蠅田は家老になっており、年代が合わない。
- (21) 註(19)に同じ。
- (22) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十二月二十五日条。
- (23) 「新渡戸伝一生記」同日条。
- (24) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十二月二十七日条。
- (25) 成田家所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」三月二十九日条。
- (26) 同右 四月十五日条。
- (27) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」同日条。
- (28) 『七戸町史 3』七九頁。
- (29) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」同日条。
- (30) 「新渡戸大参事日記」三月二十四日条(『県史近世6』No.六〇〇)。
- (31) 成田家所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」(町史整理No.八四三) 同年十二月条。
- (32) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十一月十二日条。
- (33) 成田家所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」三月十七日条。
- (34) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」十月十二日条。知事侍講・藩学教諭は矢羽々正身が勤めており、彼の盛岡県への帰県願が記

- されている。
- (35) 盛田稔家文書「明治四年御用留」五月九日条。
- (36) 郭内の範囲について、九月四日の東京府判府事の達には「郭内ト相唱候場所本町通西北之方ヲ限候間、最前申達置候処東之方両国川筋、南之方芝口新橋川筋ヲ限郭内ニ准候事」とある(『東京大学史料編纂所蔵「南部信民家記」所収「御触達書留」)。
- (37) 関係する条文は以下のとおり(『南部信民家記』所収「御触達書留」)。  
九月十七日御達書、  
一、郭中屋敷ハ家作共被召上候事、  
一、郭外屋敷地ハ被召上、家作之義ハ出格御慈恵之思召を以御下候事、  
右先達ヲ相触候内書面ニ廉ハ、徳川家臣被申達候義ニテ、列藩関係無之候ニ付為心得尚相達置候事、  
一、大小藩共郭内二者屋敷一ヶ所宛、  
一、郭外ハ拾方石以上式ヶ所、其以下方石者一ヶ所宛、  
右書面之通此度被下候事、  
但是迄受領屋敷引続拝領相願候向者郭外計ニテ勝手次第タルヘキ事、  
(38) 唐津藩の江戸屋敷は、江戸後期で上屋敷が外桜田、中屋敷が本郷御弓町、下屋敷が深川高橋にあり(木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典 第七巻 九州編』雄山閣出版)、麻布市兵衛町には該当する屋敷がないが、あるいは明治維新後に、本来の屋敷地とは別の場所に与えられたものか。
- (39) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」同日条。
- (40) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二年東京官邸御用來記」同日条。
- (41) 同右「明治二年東京官邸御用來記」同日条 本文では「上屋敷」と表現されている。愛宕下とは旧戸田邸の場所だが、まだ正式に交換していなかったものか。
- (42) 盛田稔家文書「明治四年御用留」五月二十九日条 政府に提出した信

民の明細短冊に「当時宿所飯倉狸穴台東京府貫属士族重本藤五郎地所借  
用住所仕候」とある。

(43) 「明治四年御用留」所収の信方の明細短冊には「宿所当時愛宕下三才  
小路宗家南部従五位利恭邸内」とある。信方の上京及び宗家屋敷への滞  
在願については四月四日条に記載あり。

(44) 松尾正人『廃藩置県』(中公新書 一九八六年)など。

(45) 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館 一九九五年)一七〇―一七一頁。

(46) 七戸藩の自主的廃藩問題は、松尾正人氏の『廃藩置県』(註(44)参照)  
など一連の研究で盛岡藩の廃藩問題と絡めて触れているものの、『七戸  
町史』をはじめ、県内の歴史の概説本などでは全く言及はない。

(47) 東京大学史料編纂所蔵『七戸南部家譜』明治二年九月二十七日条な  
ど(『県史近世6』No.二六六掲載)。

(48) 濱中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年東京<sup>五</sup>之御差出御用状留」。

(49) 「太政官日誌」明治二年十二月二十四日条・二十六日条(石井良助編『太  
政官日誌』第三卷所収 東京堂出版 一九八〇年)。

(50) 「新渡戸伝一生記」明治三年正月二十二日条。

(51) 松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館 一九九五年)一八六頁。

(52) 「新渡戸伝一生記」明治三年四月二十三日条。

(53) 『県史近世6』No.六〇〇。下略部分(村名)は以下のとおり。「新渡戸  
伝一生記」にもほぼ同文を収録しているが、村名についてはこちらにの  
みある。

<sup>陸中</sup>  
和賀郡黒沢尻町

黒沢尻村・北鬼柳村・江釣子村・笹間村・轟木村・飯豊村・藤沢村・  
村崎野村・二子村・成田村、メ十ヶ村<sup>同</sup>壱万七百九十六石五斗壱升六合、

<sup>同</sup>  
同郡土沢町

十二ヶ村、安俵村・晴山村・成嶋村・小山田村・落合村・館迫村・町

居村・奥友村・鷹巣堂村・谷内村・田瀬村・倉沢村・砂子村・浮田村・  
中内村・宮田村・平沢村・臥牛村・立花村・黒岩村・更木村・二子村・  
成田村・廿四ヶ村<sup>同</sup>壱万四百八拾四石七斗八升式合、

<sup>同</sup>  
閉伊郡遠野町

横田村・新里村・綾織村・鵜崎村・釜石村・松崎村・東禅寺愈・妙泉  
寺村・付馬牛村・駒木村・栃内村・山口村・柏崎村・土淵村・山屋村・  
平清水村・来内村・糠前村・中沢村・青笹村・板沢村・佐比内村・細  
越村・平倉村・宮森村・達曾部村メ廿七ヶ村<sup>同</sup>高壱万八百七十六石三斗  
七升六合、

(54) 『七戸町史』3 四七頁。

(55) 「新渡戸伝一生記」明治三年四月二十日条。

(56) 「新渡戸伝一生記」明治三年五月四日条。

(57) 「新渡戸大参事日記」明治三年二月二十九日条。

(58) 同右 明治四年四月十九日条。

【付記】本稿執筆にあたり、県史編さん調査でお世話になった濱中家の  
皆様に感謝いたします。

(なかのわたり・かずやす 青森県県民生活文化課県史編さんグルー  
プ主幹)